「労働安全衛生規則の一部を改正する省令第83号」と参考情報について

(令和4年4月28日)

(この省令については厚生労働省から、広報文が発表されていません。)

厚生労働省労働基準局長から、労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行に ついて通達が出されています。

改正内容は、既に本年3月30日、当協会HPに掲載しました「『労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱』の答申」でお知らせした内容です。

・ 改正の内容

有害な業務(※)に従事する労働者に対して歯科健康診断を実施する義務のある 事業者について、その使用する労働者の人数にかかわらず、安衛則第 48 条の歯 科健康診断(定期のものに限る。)を行ったときは、遅滞なく、歯科健康診断の結 果の報告を所轄労働基準監督署長に行わなければならないこととしたこと。

※ 労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)第 22 条第3項において、「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗ふつ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」と規定されている。

・改正省令は、令和4年10月1日より施行することとしたこと。

〇 関係通達

令和4年4月28日付け発O428第1号「労働安全衛生規則の一部を改正する 省令の施行について」

https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220428K0010.pdf (A4判5頁 • PDF,173KB)

● 令和4年厚生労働省令第83号 令和4年4月28日

(各規則の改正前と改正後の条文及び報告書の様式が示されています。)

https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H220428K0040.pdf

(A4 判 9 頁 • PDF, 297KB)

改正報告書様式

変更 <u>様式第6号</u>

新設 様式第6号の2

変更 様式第6号の3 (旧様式第6号の2)

※ 厚労省 HP「安全衛生関係主要様式」を御紹介します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html

○ リーフレットは厚生労働省の HP では見当たりませんでした。

(参 考)

答申等

- 答申された労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱等は、 <u>こちら</u>を ご覧ください。(当協会HP本年3月30日掲載)
- 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の答申(厚生労働省広報文) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24734.html